

政令第 号

航空機登録令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九条第一項及び航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十六条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「あつたとき」の下に「（次項の規定により同時に提出があつたものとみなされるときを含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 同一の航空機に関して二以上の申請書の提出があつた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請書は、同時に提出があつたものとみなす。

第十七条の次に次の一条を加える。

（本人確認）

第十七条の二 国土交通大臣は、登録の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請しているに疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条第一項の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代理人に対し、出頭を求め、その職員に質問をさせ、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

第十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、国土交通大臣が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

第十八条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「附した」を「付した」に改める。

第二十三条の前の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条第一項中「第九号」を「第八号」に、「一箇月」を「一月」に、「まつ消すべき」を「抹消すべき」に改め、同条第五項中「まつ消し」を「抹消し」に改める。

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にされた登録の申請については、なお従前の例による。

理由

最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、航空機の登録及び航空機の抵当権の登録に係る手続における申請人又はその代理人の負担の軽減等を図るため、これらの手続を電子情報処理組織を使用して行うことができるよう国土交通省航空局への出頭を不要とする等の必要があるからである。